# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |        |         |  |
|-------|------|--------|---------|--|
| 26    | 鳥取市  | 市税収納事務 | 重点項目評価書 |  |

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は市税収納事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

鳥取市長

### 公表日

令和5年3月31日

[平成30年5月 様式3]

# 項目一覧

| I  | 基本情報              |
|----|-------------------|
| п  | 特定個人情報ファイルの概要     |
| (另 | 添1)特定個人情報ファイル記録項目 |
| ш  | リスク対策             |
| IV | 開示請求、問合せ          |
| v  | 評価実施手続            |
| (  |                   |

# I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 |  |  |  |  |  |
|----------------------|--|--|--|--|--|
| ①事務の名称               | 市税収納事務   |  |  |  |  |
| ②事務の内容               | 市税収納事務とは地方税法等の法律に従い、納税者対象者から納められた各種税金に対して以下に記載された管理を行う事務を指す。 【調定登録・変更事務】 課税事務にて賦課された当初課税情報および課税更正情報を受領し、調定情報として管理する。 ①課税事務より当初課税情報を受領する。 ②市団村による調金や税務署からの修正申告、更正決議等により課税事務で税額が変更された場合、変更調定情報を受領する。 【収納消込事務】 入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、完納・未納・過誤納の把握を行う。 ①収入金消込事務 調定情報と入金情報の関連付けを行い、調定の状態把握(完納・未納・過誤納)を実施する。 【口座振替の管理】 口座振替の管理】 口座振替依頼情報を作成し、金融機関へ口座振替を依頼する。 ②口座振替依頼情報を作成し、金融機関へ口座振替を依頼する。 ②口座振替結果情報を受け取り、状態に応じて口座振替済通知書または口座振替不納通知書兼納付書を納稅義務者へ送付する。 【還付・充当事務】 収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、過誤納分に対して還付事務または充当事務を行う。 【窓口事務】 納税義務者の申請により、証明書の発行や納付書の再発行を実施する。   |  |  |  |  |
| ③対象人数                | <選択肢><br>[ 10万人以上30万人未満 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満<br>3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満   |  |  |  |  |
| 2. 特定個人情報ファイル        | ンを取り扱う事務において使用するシステム<br>   |  |  |  |  |
| システム1                |  |  |  |  |  |
| ①システムの名称             | 収納システム   |  |  |  |  |
| ②システムの機能             | ①調定情報照会機能:収納システムで管理している調定情報を照会する機能。②調定登録・変更機能:課税システムにて登録された調定情報の受け取り、登録、変更を行う機能。③収納消込機能:納税者から納付された公金情報を収集し、納付情報を作成する機能。④口座振替機能:会融機関への口座振替の依頼、振替結果の受領を行う機能。⑤還付・充当機能:調定更正や誤納付により発生した過誤納金を還付・充当する機能。⑥督促発行機能:指定した納期限の調定状態が本税未納(滞納)となっている対象に督促状を出力する機能。⑦返戻・公示登録機能:住所不明などで返戻された納税通知書・督促状の調査結果・公示情報を入力する機能。  ②極度・公示登録機能:各種決算帳票の作成や、会計年度更新、滞納繰越調定情報の作成を行う機能。  ③MPN*1納付情報連携機能:納付情報をMPN通信サーバーに更新するデータファイルを作成する機能。  ③MPN*1納付情報連携機能:納付額証明等の各種証明書を発行する機能。  ①動材書発行機能:納税証明、納付額証明等の各種証明書を発行する機能。  ②他システム連携機能:滞納システム等の他システムとの連携用データファイルを作成する機能。  *1MPN…マルチペイメントネットワークの略。収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者はATM、電話、パソコン等の各種チャネルを利用して公共料金等の支払ができ、即時に消し込み情報が収納機関に通知される。 |  |  |  |  |
| ③他のシステムとの接続          | <ul> <li>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ○ ] 庁内連携システム</li> <li>[ ○ ] 既存住民基本台帳システム</li> <li>[ ○ ] 宛名システム等</li> <li>[ ○ ] その他 (滞納システム</li> </ul>   |  |  |  |  |

| システム2~5     |  |  |  |  |  |
|-------------|--|--|--|--|--|
| システム2       |  |  |  |  |  |
| ①システムの名称    | 宛名システム   |  |  |  |  |
| ②システムの機能    | ①住登者宛名管理機能 : 住登者を住基システムから連携・管理する機能。 ②住登外・事業所宛名管理機能 : 住登外・事業所宛名を登録・修正する機能・ ③共有宛名管理機能 : 共有代表者の宛名を登録・修正する機能。 ④送付先管理機能 : 現住所と異なる送付先を登録・修正する機能。 ⑤納税関係者管理機能 : 相続人や納税管理人等の納税関係者を登録・修正する機能。 ⑥連絡先管理機能 : 電話番号等の連絡先を登録・修正する機能。 ⑦口座管理機能 : 振替口座・還付口座を登録・修正する機能。 ⑧世帯管理機能 : 住登外者を世帯に加入・脱退する機能。 ⑨他システム連携機能 : 税務システムや福祉系システム等と連携する機能。   |  |  |  |  |
|             | [ ]情報提供ネットワークシステム [ 〇 ]庁内連携システム  |  |  |  |  |
| ②州のシスニノトの技徒 | [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇 ] 既存住民基本台帳システム   |  |  |  |  |
| ③他のシステムとの接続 | [ ] 宛名システム等 [ 〇 ] 税務システム   |  |  |  |  |
|             | [O]その他 (滞納システム)  |  |  |  |  |
| システム3       |  |  |  |  |  |
| ①システムの名称    | 団体内統合利用番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)  |  |  |  |  |
| ②システムの機能    | ①宛名管理機能: 既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外者データを受領し、団体内<br>宛名利用番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。<br>②統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。<br>③符号要求機能: 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情<br>報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基<br>GWへ送信する。<br>④情報提供機能: 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提<br>供を行う。<br>⑤情報照会機能: 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示ま<br>たは、各業務システムにファイル転送を行う。または、各業務システムにファイル転送を行う。  |  |  |  |  |
| ③他のシステムとの接続 | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム [ O ] 庁内連携システム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 税務システム [ O ] その他 (中間サーバ )  |  |  |  |  |
| システム4       |  |  |  |  |  |
| ①システムの名称    | 中間サーバ  |  |  |  |  |
| ②システムの機能    | ①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。<br>③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。<br>④既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。<br>⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。<br>⑥情報提供デニタベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。<br>②データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。<br>⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。<br>⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。 |  |  |  |  |
| ③他のシステムとの接続 | [ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ O ] その他 (団体統合利用番号連携サーバ(団体統合宛名システム) )  |  |  |  |  |

| システム5                          |   |  |  |  |
|--------------------------------|---|--|--|--|
| ①システムの名称                       |   |  |  |  |
| ②システムの機能                       |   |  |  |  |
| ③他のシステムとの接続                    | [ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )   |  |  |  |
| システム6~10                       |   |  |  |  |
| システム11~15                      |   |  |  |  |
| システム16~20                      |   |  |  |  |
| 3. 特定個人情報ファイル                  | 名   |  |  |  |
| (1)宛名特定個人情報ファイル(2)収納特定個人情報ファイル |   |  |  |  |
| 4. 個人番号の利用 ※                   |   |  |  |  |
| 法令上の根拠                         | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br>(平成25年5月31日法律第27号)<br>・第9条(利用範囲)<br>第1項:番号法別表第1に規定された事務<br><番号法別表第1>上覧 16:<br>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの<br>※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 |  |  |  |
| 5. 情報提供ネットワーク                  | システムによる情報連携 ※   |  |  |  |
| ①実施の有無                         | <選択肢><br>1)実施する<br>2)実施しない<br>3)未定  |  |  |  |
| ②法令上の根拠                        | 【情報照会の根拠】<br>・番号法第19条第8号 別表第二 27<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令<br>で定<br>める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20条  |  |  |  |
| 6. 評価実施機関における担当部署              |   |  |  |  |
| ①部署                            | 総務部税務·債権管理局収納推進課  |  |  |  |
| ②所属長の役職名                       | 収納推進課長  |  |  |  |
| 7. 他の評価実施機関                    |   |  |  |  |

### Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定      | 個人情報ファイル   | 名  |
|------------|------------|--|
| (1)宛名特     | 持定個人情報ファイル | l .  |
| 2. 基本      | 情報         |  |
| ①ファイルの種類 ※ |            | <選択肢>  |
| ②対象となる本人の数 |            | <選択肢>  |
| ③対象とな<br>※ | なる本人の範囲    | 鳥取市において、課税徴収対象者となっている者のうち、個人番号を有する者  |
|            | その必要性      | 収納業務における本人確認のため。同一性を確認するためには、氏名、生年月日等だけでは不十分<br>であり、非効率である。  |
| 4記録され      | れる項目       | <選択肢><br>(選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上                         |
|            | 主な記録項目 ※   | ・識別情報  |
|            | その妥当性      | ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報<br>市町村事務処理(課税処理や帳票への番号出力など)を行うために必要な情報として、本人確認情報<br>(個人番号、4情報及びこれらの変更情報)を管理する必要がある。 |
|            | 全ての記録項目    | 別添1を参照。  |
| ⑤保有開       | 始日         | 平成28年1月1日  |
| ⑥事務担当部署    |            | 総務部税務·債権管理局収納推進課   |

| 3. 犋      | 定個人作                                  | 青報の入手・  | 使用  |  |  |
|-----------|---------------------------------------|---|---|--|--|
| ①入手元 ※    |                                       |   | [ 〇 ] 本人又は本人の代理人  |  |  |
|           |                                       |   | [ 〇 ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民生活部市民課 )  |  |  |
|           |                                       |   | [ ]行政機関・独立行政法人等 ( )   |  |  |
|           |                                       |   | [ ]地方公共団体・地方独立行政法人 (  |  |  |
|           |                                       |   | [ ]民間事業者 ( )  |  |  |
|           |                                       |   | [ ]その他( )   |  |  |
|           |                                       |   | [ 〇 ] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ   |  |  |
| ②入=       | 手方法                                   |   | [ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇]庁内連携システム  |  |  |
|           | , ,,,,,                               |   | [ ]情報提供ネットワークシステム   |  |  |
|           |                                       |   | [ ]その他( )   |  |  |
| ③使月       | 用目的 ※                                 |   | ・市町村における事務処理(帳票への宛名番号出力など)を行うため。<br>・宛名番号を利用した本人特定を実施するため。  |  |  |
| 0.11      |                                       | 使用部署  | 総務部税務·債権管理局収納推進課  |  |  |
| 4)使月      | 用の主体                                  | 使用者数  | <選択肢><br>「 10人以上50人未満 ] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 |  |  |
|           |                                       | 区加日奴  | 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上   |  |  |
|           |                                       |   |   |  |  |
|           |                                       |   | ①納入通知書等に記載された宛名番号と本人確認書類による本人確認および本人特定<br>②番号法第9条 別表第一の事務における各種帳票への宛名番号の記載                                      |  |  |
| ⑤使月       | 用方法                                   |   | ③4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに宛名特定個人情報ファイルの検索を行う。  |  |  |
|           |                                       |   | ④住登者の再転入、住登外者の転入時などの同一人であることの識別キーとして個人番号を利用   |  |  |
|           |                                       |   |   |  |  |
|           |                                       |   |   |  |  |
|           | /主 未已 /                               | の突合   | <ul><li>・宛名特定個人情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと宛名特定個人情報ファイルを、宛名コードをもとに突合する。</li></ul>                         |  |  |
|           | IH TIX                                | <i>//</i> <del>//</del> // // // // // // // // // // // // | ・本人確認書類を用いて本人確認を行う際に、提示を受けた本人確認書類と宛名特定個人情報ファイルを、宛名コードをもとに突合する。  |  |  |
| ⑥使月       | <b></b><br>用開始日                       |   | 平成28年1月1日   |  |  |
| 4. 特      | 定個人作                                  | 青報ファイル  | の取扱いの委託   |  |  |
|           |                                       |   | [     委託する     ]     <要託する     2) 委託しない   |  |  |
| 委託(       | の有無 ※                                 |   | ( 1)件   |  |  |
| 委託        | 事項1                                   |   | 宛名システムの保守・運用  |  |  |
| ①委記       | 托内容                                   |   | 宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等                             |  |  |
|           |                                       |   | <選択肢><br>1)10人未満 2)10人以上50人未満   |  |  |
| ②委i       | も たにおけ                                | ける取扱者数  | 10人未満   17 10人木凋   27 10人以上500人木凋   3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上                |  |  |
| ③委詰       | ····································· |   | 富士通Japan株式会社  |  |  |
|           |                                       |   | <選択肢>       1) 再委託する 2) 再委託しない  |  |  |
|           | ④再委託                                  | その有無 ※  | [ 再委託する ] 「一件安託する 2)再安託しない<br>  |  |  |
| 再委託       | ⑤再委託                                  | その許諾方法  | 再委託承認依頼書の提出   |  |  |
| 10        | ⑥再委託事項                                |   | を<br>宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム<br>の運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等                   |  |  |
|           |                                       | 5   |   |  |  |
|           | 事項6~1                                 |   |   |  |  |
|           | <del>事項11~</del>                      |   |   |  |  |
| 委託事項16~20 |                                       |   |   |  |  |
|           |                                       | -   |   |  |  |

| 5. 特定個人情報の提供・      | 移転(委託に伴うものを除く。)  |  |  |  |  |
|--------------------|--|--|--|--|--|
| 10 // 10 to to to  | [ ]提供を行っている ( )件 [ ]移転を行っている ( )件  |  |  |  |  |
| 提供・移転の有無           | [ O ] 行っていない   |  |  |  |  |
| 提供先1               |  |  |  |  |  |
| ①法令上の根拠            |  |  |  |  |  |
| ②提供先における用途         |  |  |  |  |  |
| ③提供する情報            |  |  |  |  |  |
| ④提供する情報の対象となる本人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  |  |  |  |  |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | cy specification and the specification and t |  |  |  |  |
| ⑥提供方法              | [ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ]その他 ( )  |  |  |  |  |
| ⑦時期·頻度             |  |  |  |  |  |
| 提供先2~5             |  |  |  |  |  |
| 提供先6~10            |  |  |  |  |  |
| 提供先11~15           |  |  |  |  |  |
| 提供先16~20           |  |  |  |  |  |
| 移転先1               |  |  |  |  |  |
| ①法令上の根拠            |  |  |  |  |  |
| ②移転先における用途         |  |  |  |  |  |
| ③移転する情報            |  |  |  |  |  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  |  |  |  |  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 |  |  |  |  |  |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )   |  |  |  |  |
| ⑦時期·頻度             |  |  |  |  |  |
| 移転先2~5             |  |  |  |  |  |
| 移転先6~10            |  |  |  |  |  |
| 移転先11~15           |  |  |  |  |  |
| 移転先16~20           |  |  |  |  |  |
| 6. 特定個人情報の保管・      | 消去   |  |  |  |  |
| 保管場所 ※             | セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。   |  |  |  |  |
| 7. 備考              |  |  |  |  |  |

#### (別添1)特定個人情報ファイル記録項目

#### (1) 宛名特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 宛名区分、6. 個法区分、7. 宛名税目コード、8. 通 称名使用区分、9. 宛名異動事由、10. 宛名基本異動日、11. 宛名基本届出日、12. 基本氏名カナ情報、13. 基本氏名検索カナ 情報、14. 基本氏名漢字情報、15. 基本名力ナ情報、16. 基本名検索力ナ情報、17. 基本名漢字情報、18. 生年月日、19. 性 別、20. 行政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 選挙区、24. 郵便親番、25. 郵便子番、26. 住所区分、27. 住所コード、2 8. 番地コード、29. 枝番コード、30. 小枝番コード、31. 小枝番コード3、32. 住所漢字、33. 方書漢字、34. 国籍コード、35. 在留 資格、36. 在留期間開始日、37. 在留期間終了日、38. 住記住民日、39. 住記住定日、40. 住記消除日、41. 住記消除事由、4 2. 住記住民区分、43. 転入前市町村コード、44. 転入前郵便番号、45. 転入前住所、46. 転入前方書、47. 転出前市町村コー ド、48. 転出前郵便番号、49. 転出前住所、50. 転出前方書、51. 外国人登録番号、52. 社会保障番号、53. DVフラグ、54. ネ グレクトフラグ、55. 送付先設定事由、56. 送付先設定日、57. 送付先廃止事由、58. 送付先廃止日、59. 送付先氏名カナ情報、 60. 送付先氏名検索カナ情報、61. 送付先氏名漢字情報、62. 送付先名カナ情報、63. 送付先名検索カナ情報、64. 送付先名漢 字情報、65. 送付先郵便親番、66. 送付先郵便子番、67. 送付先住所区分、68. 送付先住所コード、69. 送付先番地コード、70. 送付先枝番コード、71. 送付先小枝番コード、72. 送付先小枝番コード3、73. 送付先住所漢字、74. 送付先方書漢字、75. 特定 宛先人区分、76. 特定宛先人コード、77. 特定宛先人設定日、78. 特定宛先人廃止日、79. 世帯コード、80. 続柄、81. 世帯増事 由、82. 世帯増異動日、83. 世帯減事由、84. 世帯減異動日、85. 口座申込年月日、86. 口座開始年月日、87. 口座解約異動事 由、88. 口座解約年月日、89. 金融機関コード、90. 口座種別、91. 口座番号、92. 口座名義人カナ、93. 口座電話番号、94. 納 付種別、95. 口振済通知出力区分、96. 還付申込年月日、97. 還付開始年月日、98. 還付解約異動事由、99. 還付解約年月日、 100. 還付金融機関コード、101. 還付用口座種別、102. 還付用口座番号、103. 還付口座名義人カナ、104. 還付口座名義人 漢字、105. 還付口座電話番号、106. 組合コード、107. 組合加入日、108. 組合脱退日、109. 市町村コード、110. 関連前宛名 コード、111. 関連宛名開始事由、112. 関連宛名開始異動日、113. 関連宛名終了事由、114. 関連宛名終了異動日、115. 連 絡先種別、116. 電話番号等、117. 経理担当者等、118. 連絡先設定日、119. 異動担当者、120. 更新業務コード

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

| (2)収納特定個人情報ファイル(税) |        |   |  |  |
|--------------------|--------|---|--|--|
| 2. 基本情報            |        |   |  |  |
| ①ファイルの種類 ※         |        | <選択肢>   |  |  |
| ②対象となる本人の数         |        | <選択肢>   |  |  |
| ③対象となる本<br>※       | 大の範囲   | 鳥取市において、課税徴収対象者となっている者のうち、個人番号を有する者   |  |  |
| その                 | 必要性    | 収納業務における本人確認のため。同一性を確認するためには、氏名、生年月日等だけでは不十分であり、非効率である。   |  |  |
| ④記録される項            | 頁目     | <ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>100項目以上</li><li>1)10項目未満</li><li>2)10項目以上50項目未満</li><li>3)50項目以上100項目未満</li><li>4)100項目以上</li></ul>  |  |  |
| 主な                 | 記録項目 ※ | ・識別情報   |  |  |
|                    | 妥当性    | 宛名特定個人情報ファイルとその他識別番号(内部番号)を通じて紐付けされているファイルであり、<br>実際の市町村事務処理を実施する上で、本ファイルに個人番号が保有されるため管理が必要である。 ・その他識別情報 : 宛名特定個人情報ファイルで個人番号を検索・確認するために必要 ・4情報 : 収納・還付事務に伴う本人への通知・連絡に必要 ・連絡先 : 収納・還付事務に伴う本人への連絡に必要 ・国税関係情報、地方税関係情報 : 還付事務などに必要 ・金融機関口座情報 : 収納・還付事務に伴う税の口座振替・振込に必要 ・公金受取口座登録・連携ファイル関係情報:公金受取口座利用の希望があった場合、支給先の口座を把握するために必要 |  |  |
|                    | の記録項目  | 別添1を参照。   |  |  |
| ⑤保有開始日             |        | 平成28年1月1日   |  |  |
| ⑥事務担当部署            |        | 総務部税務·債権管理局収納推進課  |  |  |

| 3. 特定個人情報の入手・使用                                   |      |  |  |  |
|---|------|--|--|--|
|   |      | [〇]本人又は本人の代理人  |  |  |
|   |      | [ O ] 評価実施機関内の他部署 ( 総務部税務・債権管理局市民税課、総務部税務・債 を管理局固定資産税課、市民生活部市民課  |  |  |
| ①入手元 ※  |      | [〇]行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 )  |  |  |
|   |      | [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )  |  |  |
|   |      | [ ]民間事業者 ( )   |  |  |
|   |      | [ ] その他 (  |  |  |
|   |      | [〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ  |  |  |
| @1 <del>* + ;+</del>                              |      | [ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇]庁内連携システム   |  |  |
| ②入手方法   |      | [〇]情報提供ネットワークシステム  |  |  |
|   |      | [ ]その他 ( )   |  |  |
| ③使用目的 ※   |      | 地方税の課税徴収対象者の把握、収納情報・口座情報の入手・管理   |  |  |
|   | 使用部署 | 総務部税務・債権管理局収納推進課   |  |  |
| ④使用の主体  | 使用者数 | <選択肢>  |  |  |
| ⑤使用方法   |      | 【調定登録・変更事務】<br>課税事務にて賦課された当初課税情報および課税更正情報を受領し、調定情報として管理する。<br>【収納消込事務】<br>入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、完納・未納・過誤納の把握を行う。<br>【口座振替の管理】<br>口座振替処理を行い、結果確認を実施する。<br>【還付・充当事務】<br>収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、過誤納分に対して還付事務または充当事務を行う。公金受取口座利用の希望があった場合、情報連携して公金受取口座の照会を行う。<br>【窓口事務】<br>納税義務者の申請により、証明書の発行や納付書の再発行を実施する。 |  |  |
| 上記の事務において、内部識別番号の宛名番号と宛名特定個人情報ファイルの宛名番号を<br>使用する。 |      | 上記の事務において、内部識別番号の宛名番号と宛名特定個人情報ファイルの宛名番号を紐付けで<br>使用する。  |  |  |
| ⑥使用開始日  |      | 平成28年1月1日  |  |  |

| 4. 特       | 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |   |  |  |  |  |
|------------|----------------------|---|--|--|--|--|
| 委託(        | D有無 <mark>※</mark>   | [       委託する       ]       <選択肢>         1) 委託する       2) 委託しない         (       1) 件  |  |  |  |  |
| 委託         | 事項1                  | 収納システムのシステム保守および運用  |  |  |  |  |
| ①委訂        | <b>七内容</b>           | システムの保守および運用管理を行う。  |  |  |  |  |
| ②委言        | <b>そ先における取扱者数</b>    | <選択肢>   |  |  |  |  |
| ③委訂        | <b></b>              | 富士通Japan株式会社  |  |  |  |  |
| 再          | ④再委託の有無 ※            | <選択肢><br>[ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない   |  |  |  |  |
| 委託         | ⑤再委託の許諾方法            | 再委託承認依頼書の提出   |  |  |  |  |
|            | ⑥再委託事項               | システムの保守および運用管理を行う。  |  |  |  |  |
| 委託         | 事項2~5                |   |  |  |  |  |
| 委託         | 事項6~10               |   |  |  |  |  |
| 委託         | 事項11~15              |   |  |  |  |  |
| 委託         | 事項16~20              |   |  |  |  |  |
| 5. 特       | <b>デ定個人情報の提供・</b>    | 移転(委託に伴うものを除く。)   |  |  |  |  |
| 提供・        | 移転の有無                | [ ] 提供を行っている ( )件 [ ] 移転を行っている ( )件 [ O] 行っていない   |  |  |  |  |
| 提供         | <del></del><br>先1    |   |  |  |  |  |
| ①法令        | <b>冷上の根拠</b>         |   |  |  |  |  |
| ②提信        | <b>共先における用途</b>      |   |  |  |  |  |
| 3提         | 供する情報                |   |  |  |  |  |
| ④提信<br>る本人 | 共する情報の対象とな<br>の数     | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上   |  |  |  |  |
|            | 供する情報の対象とな<br>の範囲    | 07 1,000/37/7/2   |  |  |  |  |
| ⑥提係        | <b>共方法</b>           | [ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ]その他 ( )       ) |  |  |  |  |
| ⑦時期        | 胡∙頻度                 |   |  |  |  |  |

| 提供先2~5             |   |   |           |  |  |
|--------------------|---|---|-----------|--|--|
| 提供先6~10            |   |   |           |  |  |
| 提供先11~15           |   |   |           |  |  |
| 提供先16~20           |   |   |           |  |  |
| 移転先1               |   |   |           |  |  |
| ①法令上の根拠            |   |   |           |  |  |
| ②移転先における用途         |   |   |           |  |  |
| ③移転する情報            |   |   |           |  |  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ ]   | <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上10万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 |           |  |  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 |   |   |           |  |  |
| ⑥移転方法              | <ul><li>[ ] 庁内連携システム</li><li>[ ] 電子メール</li><li>[ ] フラッシュメモリ</li><li>[ ] その他 (</li></ul> | [ ]専用線 [ ]電子記録媒体(フラッシュ  | 1メモリを除く。) |  |  |
| ⑦時期·頻度             |   |   |           |  |  |
| 移転先2~5             |   |   |           |  |  |
| 移転先6~10            |   |   |           |  |  |
| 移転先11~15           |   |   |           |  |  |
| 移転先16~20           |   |   |           |  |  |
| 6. 特定個人情報の保管・消去    |   |   |           |  |  |
| 保管場所 ※             | セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。    |   |           |  |  |
| 7. 備考              |   |   |           |  |  |
|                    |   |   |           |  |  |

#### (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2)収納特定個人情報ファイル

1. 賦課年度、2. 課税年度3. 税目コード、4. 通知書番号、5. 事業年度開始日、6. 申告区分、7. 申告SEQ、8. 調定キー予備、 9. 自治体識別コード、10. 調定徴収区分、11. 宛名コード、12. 車種コード、13. 標識番号、14. 標識番号X、15. 記号番号、16. 都計有無区分、17. 共有者数、18. 事業年度終了日、19. 申告年月日、20. 確定申告日、21. 更正決定通知日、22. 国税申告基 礎区分、23. 国税修正更正日、24. 徴収猶予の終期、25. 指定納期限、26. 延長申告期限、27. 更正請求日、28. 申告期限延長 月数、29. 申告基準日、30. 低率日数、31. 低率終了日、32. 除算期間開始日、33. 除算期間終了日、34. 法人番号、35. 合併 前自治体コード、36. 更新年月日、37. 更新時分、38. 更新職員番号、39. 法人税割既納付差額、40. 均等割既納付差額、41. 収納更正事由、42. 期別、43. 期別順番、44. 法定納期限、45. 納通発行日、46. 課税課更正日、47. 課税課更正事由、48. 所 得税更正通知日、49. 調定年度、50. 本税調定額、51. 延滞金調定額、52. 加算金調定額、53. 督促手数料調定額、54. 更正予 定調定額、55. 本税収入額、56. 延滞金収入額、57. 加算金収入額、58. 督促手数料収入額、59. 本税過誤納額、60. 延滞金過 誤納額、61. 加算金過誤納額、62. 督促手数料過誤納額、63. 合計過誤納額、64. 本税過誤納未整理、65. 延滞金過誤納未整 理、66. 加算金過誤納未整理、67. 督促手数料過誤納未整理、68. 本税過誤納整理済、69. 延滞金過誤納整理済、70. 加算金 過誤納整理済、71. 督促手数料過誤納整理済、72. 不足納延滞金調定額、73. 国保一般分調定額、74. 国保退職分調定額、7 5. 介護一般分調定額、76. 介護退職分調定額、77. 支援金一般分調定額、78. 支援金退職分調定額、79. 介護一般分収入額、 80. 介護退職分収入額、81. 法人税割調定額、82. 法人税均等割調定額、83. 法人税割収入額、84. 法人税均等割収入額、8 5. 加算金区分、86. 諸税調定額1、87. 諸税調定額2、88. 諸税調定額3、89. 諸税収入額1、90. 諸税収入額2、91. 諸税収入 額3、92. 前納報奨金、93. 口座振替停止事由、94. 口座振替停止日、95. 督促フラグ、96. 督促状発行日、97. 不納欠損フラ グ、98. 不納欠損年月日、99. 欠損額、100. 調定異動、101. 繰上徴収フラグ、102. 納付委託フラグ、103. 分割納付フラグ、1 04. 徴収猶予フラグ、105. 延滞金減免フラグ、106. 執行停止フラグ、107. 差押フラグ、108. 参加差押フラグ、109. 交付要求 フラグ、110. 換価猶予フラグ、111. 時効中断フラグ、112. 延滞金繰越フラグ、113. 納税組合コード、114. 督促公示日、115. CVS再発行回数、116. 時効年月日、117. 延督納付書発行フラグ、118. 不納欠損事由、119. 法人税割過誤納額、120. 法人 税割過誤納未整理、121. 法人税割過誤納整理済、122. 法人税均等割過誤納額、123. 法人税均等割過誤納未整理、124. 法 人税均等割過誤納整理済、125. 収納履歴連番、126. 分納連番、127. 還付充当組替区分、128. 出納区分、129. 消込作成 日、130. 束番号本、131. 束番号枝、132. 支払日、133. 医療一般収入額、134. 医療退職収入額、135. 介護一般収入額、13 6. 介護退職収入額、137. 税割額収入額、138. 均等割額収入額、139. 領収日、140. 収入日、141. 納付区分、142. 還付先 宛名コード、143. 銀行コード、144. 支店コード、145. 充当元先過誤税目、146. 充当元先過誤年度、147. 充当元先過誤一連番 号、148. 充当元先整理票内訳連番、149. 充当元先処分履歴連番、150. 充当元先賦課年度、151. 充当元先課税年度、152. 充当元先税目コード、153. 充当元先通知書番号、154. 充当元先事業年度開始日、155. 充当元先申告区分、156. 充当元先申 告SEQ、157. 充当元先調定キー予備、158. 充当元先自治体識別コード、159. 充当元先期別、160. 充当元先期別順番、16 1. 帳票ID、162. 年金保険者コード、163. 過誤税目、164. 過誤年度、165. 過誤一連番号、166. 過誤納発生事由、167. 過誤 納発生日、168. 発生年度、169. 最新収入日、170. 申告税更正請求日、171. 整理済日、172. 整理済時刻、173. 自動還付フ ラグ、174. 還付有無フラグ、175. 充当有無フラグ、176. 組替有無フラグ、177. 特徴組替入カ区分、178. 還付加算金計算方 法、179. 還付加算金計算始期、180. 還付加算金計算終期、181. 還付加算金除算日数未使用、182. 除算期間開始、183. 除 算期間終了、184. 還付方法、185. 還付停止日、186. 還付停止事由、187. 処分決議日、188. 還付支払日、189. 還付加算金 計算額合計、190. 還付加算金還付額合計、191. 還付加算金充当額合計、192. 還付口座銀行コード、193. 還付口座支店コ・ ド、194. 還付口座種別、195. 還付口座番号、196. 還付口座名義人、197. 通知書出力フラグ、198. オンライン処理フラグ、19 9. 誤謬フラグ、200. 還付加算金除算日数4桁、201. 通知書発行日、202. 振込依頼書再通知日、203. 特徴還付入力更新区 分、204. 同一税目充当候補-本税、205. 同一税目充当候補-延滞金、206. 同一税目充当候補-督促手数料、207. 他税目 充当候補一本税、208. 他税目充当候補一延滞金、209. 他税目充当候補一督促手数料、210. 関連過誤税目1、211. 関連過誤 年度1、212. 関連過誤一連番号1、213. 関連過誤税目2、214. 関連過誤年度2、215. 関連過誤一連番号2、216. 還付請求 日、217. 還付支払予定日、218. 還付支払通知日、219. 還付決議時口座有無、220. 整理票内訳連番、221. 発生本税調定 額、222. 発生延滞金調定額、223. 発生加算金調定額、224. 発生督促手数料調定額、225. 発生本税収入額、226. 発生延滞 金収入額、227. 発生加算金収入額、228. 発生督促手数料収入額、229. 本税還付額、230. 延滞金還付額、231. 加算金還付 額、232. 督促手数料還付額、233. 本税充当組替額、234. 延滞金充当組替額、235. 加算金充当組替額、236. 督促手数料充 当組替額、237. 歳入歳出混在区分、238. 発生法人税割調定額、239. 発生法人税割収入額、240. 法人税割還付額、241. 法 人税割充当組替額、242. 発生法人税均等割調定額、243. 発生法人税均等割収入額、244. 法人税均等割還付額、245. 法人 税均等割充当組替額、246. 過誤税目、247. 過誤年度、248. 過誤一連番号、249. 処分履歴連番、250. 還充組本税、251. 還 充組延滞金、252. 還充組加算金、253. 還充組督促手数料、254. 還充組還付加算金、255. 歳入歳出年度、256. 歳入歳出区 分、257. 還付決議日、258. 還付加算金計算日数未使用、259. 還付加算金計算額、260. 充組元収納履歴連番、261. 充組先 賦課年度、262. 充組先課税年度、263. 充組先税目コード、264. 充組先通知書番号、265. 充組先事業年度開始日、266. 充 組先申告区分、267. 充組先申告SEQ、268. 充組先調定キー予備、269. 充組先自治体識別コード、270. 充組先期別、271. 充組先収納履歴連番、272. 充組先期別順番、273. 充組先本税、274. 充組先延滞金、275. 充組先加算金、276. 充組先督促 手数料、277. 充組先宛名コード、278. 充当決議日、279. 充当適状日、280. 充当先納期限、281. 還付加算金計算日数4桁、 282. 還充組法人税割、283. 充組先法人税割、284. 還充組法人税均等割、285. 充組先法人税均等割、286. 繰越年度、28 7. 繰越年月日、288. 現滞区分、289. 決算繰越調定本税、290. 決算繰越不足納調定延滞金、291. 決算繰越調定延滞金、29 2. 決算繰越調定加算金、293. 決算繰越調定督促手数料、294. 決算繰越調定欠損額、295. 最新繰越調定本税、296. 最新繰 越不足納調定延滞金、297. 最新繰越調定延滞金、298. 最新繰越調定加算金、299. 最新繰越調定督促手数料、300. 不納欠 損予定フラグ、

#### (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

301. 決算繰越調定法人税割、302. 最新繰越調定法人税割、303. 決算繰越調定法人税均等割、304. 最新繰越調定法人税均 等割、305. 決算時調定本税、306. 決算時調定法人税割、307. 決算時調定法人税均等割、308. 督促公示区分、309. 催告種 別、310. 返戻日、311. 返戻事由、312. 調査結果、313. 公示送達日、314. 公示送達事由、315. 判明日、316. 判明事由、3 17. 発行種別、318. 発行日、319. 指定期日、320. 停止日、321. 停止事由、322. 解除日、323. 本税督促額、324. 延滞金 督促額、325. 加算金督促額、326. 督促手数料督促額、327. 督促発行番号税目、328. 督促発行番号日付、329. 督促発行番 号連番、330. 処分種別、331. 処分年度、332. 連番、333. 処分連携区分、334. 処分状態、335. 処分開始日、336. 処分終 了日、337. 猶予開始日、338. 猶予終了日、339. 減免率、340. 変更納期限、341. 調定日、342. 納期限、343. 本税繰越額、 344. 督促手数料繰越額、345. 延滞金繰越額、346. 加算金繰越額、347. 更正回数、348. 更正年月日、349. 更正事由コー ド、350. 督促発行日、351. 申告の基礎日、352. 申告の基礎区分、353. 保険証番号、354. 医療ー一般、355. 医療ー退職、3 56. 介護ー一般、357. 介護ー退職、358. 受領済フラグ、359. 受領済タイムスタンプ日付、360. 受領済タイムスタンプ時刻、36 1. 発行システムID、362. 発行年度、363. 発行連番、364. 受信種別、365. 支払金額合計、366. 本税出力有無、367. 本税納 付額、368. 延滞金出力有無、369. 延滞金納付額、370. 加算金出力有無、371. 加算金納付額、372. 督促手数料出力有無、3 |73. 督促手数料納付額、374. 前納報奨金出力有無、375. 前納報奨金額、376. 納付書発行日、377. コンビニ有効期限、37 8. MPN有効期限、379. コンビニ収納機関番号、380. MPN収納機関番号、381. 納付番号、382. 確認番号、383. MPN納付 区分、384. OCR情報1、385. OCR情報2、386. バーコード情報、387. 収納日付、388. 収納時間、389. 支払予定日、390. コンビニ名称、391. 収納店舗コード、392. MPN納付方法、393. 経理処理日1、394. 経理処理日2、395. 速報消除区分、39 6. 時効判定フラグ、397. 時効予定日、398. 催告発行コード、399. 催告発行年度、400. 催告発行連番、401. 催告発行日、40 2. 催告発行種別、403. 催告引抜フラグ、404. 更正順番、405. 更正事由、406. 期別1、407. 期別順番1、408. 期別税額1、 409. 期別2、410. 期別順番2、411. 期別税額2、412. 期別3、413. 期別順番3、414. 期別税額3、415. 期別4、416. 期別 順番4、417. 期別税額4、418. 期別5、419. 期別順番5、420. 期別税額5、421. 期別6、422. 期別順番6、423. 期別税額 6、424. 期別7、425. 期別順番7、426. 期別税額7、427. 期別8、428. 期別順番8、429. 期別税額8、430. 期別9、431. 期別順番9、432. 期別税額9、433. 期別10、434. 期別順番10、435. 期別税額10、436. 期別11、437. 期別順番11、43 8. 期別税額11、439. 期別12、440. 期別順番12、441. 期別税額12、442. 送信フラグ、443. 送信結果、444. 受信状態、4 45. ヤフ一送信フラグ、446. ヤフ一受信状態、447. QR作業種別、448. QR発行システムID、449. QR帳票ID、450. QR項目 予備、451. 課税対象者宛名コード、452. 事業所コード、453. 事業所名漢字、454. 科目コード、455. 市町村コード、456. 支所 コード1、457. 支所コード2、458. 異動担当者、459. 振替請求種別、460. 緊急依頼区分、461. 振替日、462. 振替請求連番、 463. 前納区分、464. ヘッダ部ー種別コード、465. ヘッダ部ーコード区分、466. ヘッダ部ー委託者コード、467. ヘッダ部ー委託 者名、468. ヘッダ部ー引落月、469. ヘッダ部ー引落日、470. ヘッダ部ー取引銀行コード、471. ヘッダ部ー取引銀行名、472. ヘッダ部ー取引支店コード、473. ヘッダ部ー取引支店名、474. ヘッダ部ー委託者預金種目、475. ヘッダ部ー委託者口座番号、 476. ヘッダ部ー郵便局振替口座番号、477. ヘッダ部ー予備、478. データ部ー引落銀行コード、479. データ部ー引落銀行名、4 80. データ部ー引落支店コード、481. データ部ー引落支店名、482. データ部ー預金種目、483. データ部ー口座番号、484. -タ部ー預金者名、485. データ部ー引落金額、486. データ部ー新規コード、487. データ部ー顧客番号、488. データ部ー振 替結果コード、489. データ部ー予備、490. 振替状況区分、491. 再振替済区分、492. 緊急停止フラグ、493. 口座振替済通知 書発行日、494. 口座振替不能通知書発行日、495.公金受取口座登録・連携ファイル関係情報

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

(1)宛名特定個人情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 3. 特定個人情報の使用

ユーザ認証の管理

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。
・宛名情報の基本情報を保持するようにアクセス制御を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースのアクセスする際は専用のAPIを使用してクセスログを取

ており、特定個人情報を含むデータベースへアクセスする際は専用のAPIを使用し、アクセスログを取得している。

<選択肢>

く選択肢>

 リスクへの対策は十分か
 [ +分である ] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

行っている

・宛名システムを利用する必要がある対象者(職員、派遣者、委託先)の特定、また、個人番号の照会 を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDと

パスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。

<mark>その他の措置の内容 なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している</mark>。

 リスクへの対策は十分か
 [ +分である ] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く

[

- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る

| 4. 1  | f 正個人情報ノアイル   | の収扱いの安置  | <u> </u>                    |                 |                                  | し 」 安託しない                              |  |
|---|---|--|-----------------------------|-----------------|----------------------------------|--|--|
| リスク   | 7: 委託先における不正  | な使用等のリスク   | 7                           |                 |                                  |  |  |
|   | 契約書中の特定個人情<br>イルの取扱いに関する  |  | りている                        | ]               | <選択肢><br>1) 定めている                | 2) 定めていない                              |  |
|   | 規定の内容   | ・目的外利用の第<br>・特定個人情報の<br>・特定個人情報の<br>・情報漏洩を防く<br>・必要に応じて要 | の閲覧者・更ま<br>の提供の禁止<br>ごための保管 | :<br>:<br>管理に責任 | ・<br>£を負う                        |  |  |
|   | 託先による特定個人情<br>イルの適切な取扱いの  | [ 十分に  | 行っている                       | ]               | <選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていない   | っている 2)十分に行っている<br>い 4)再委託していない        |  |
|   | 具体的な方法  |  | を委託しては                      | ならないこ           | ととしている。・契約に                      | を取り扱う事務の処理は自ら行い、第<br>おいて、再委託先にも個人情報の取扱 |  |
| その作   | 也の措置の内容   |  |                             |                 |                                  |  |  |
| リスク   | 2への対策は十分か   | [ +5   | }である                        | ]               | <選択肢> 1) 特に力を入れてい。 3) 課題が残されている。 |  |  |
| 特定值   | 固人情報ファイルの取扱   | いの委託におけ  | るその他のリ                      | スク及びそ           | のリスクに対する措置                       |  |  |
| ・<br>特業覧覧覧<br>特約<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・<br>・ | 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧/更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 |  |                             |                 |                                  |  |  |
|   | 定個人情報の提供・移  |  | 是供ネットワー                     | ークシステ           | ムを通じた提供を除く。                      | )  [〇]提供・移転しない                         |  |
|   | 7: 不正な提供・移転が  | 1  |                             |                 | <選択肢>                            |  |  |
|   | 個人情報の提供・移転<br><sup>-</sup> るルール<br>   | [  |                             | ]               | 1) 定めている                         | 2) 定めていない                              |  |
|   | ルールの内容及び<br>ルール遵守の確認方<br>法  |  |                             |                 |                                  |  |  |
| その作   | 也の措置の内容   |  |                             |                 |                                  |  |  |
| リスク   | への対策は十分か  | [  |                             | ]               | <選択肢> 1) 特に力を入れてい。 3) 課題が残されてい   | る 2) 十分である<br>る                        |  |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置                 |   |  |                             |                 |                                  |  |  |
|   |   |  |                             |                 |                                  |  |  |

4. 杜宁四上楼和一一八八四板以

| 6. 作 | 青報提供ネットワークシ                             | ノステムとの接続  |  | [ 0 ] 接続しない(入手   | F) [O]接続しない(提供)  |
|------|---|---|--|--|--|
| リスク  | 11: 目的外の入手が行                            | われるリスク  |  |  |  |
| リスク  | に対する措置の内容                               |   |  |  |  |
| リスク  | への対策は十分か                                | [   | ]  | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>3)課題が残されている  | 2) 十分である   |
| リスク  | 2:不正な提供が行われ                             | れるリスク   |  | W/ by tarking  |  |
| リスク  | に対する措置の内容                               |   |  |  |  |
| リスク  | への対策は十分か                                | [   | ]  | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている  | 2) 十分である   |
| 情報技  | 是供ネットワークシステム                            | ムとの接続に伴うその他の!   | リスク及びその  |  |  |
| 7. 特 | <b>宇定個人情報の保管・</b>                       | 消去  |  |  |  |
| リスク  | : 特定個人情報の漏え                             | い・滅失・毀損リスク  |  |  |  |
| 周知   | 放発生時手順の策定・                              | [ 十分に行っている  | 3 ]  | <選択肢><br>1)特に力を入れて行ってい<br>3)十分に行っていない  | いる2) 十分に行っている  |
| 施機関  | 去3年以内に、評価実<br>別において、個人情報に<br>対事大事故が発生した | [ 発生なし ]  |  | <選択肢><br>1)発生あり  | 2) 発生なし  |
|      | その内容                                    |   |  |  |  |
|      | 再発防止策の内容                                |   |  |  |  |
| その∜  | 也の措置の内容                                 | した後は、施錠できるキャゼ②不正アクセスが判を明した③セキュリティで当時を明した③セキュリティででは域を明めている。<br>⑤がックアップにしている。<br>⑥がックアップにからのでははからの停電で、サーバッのでではででではから。<br>⑦停でではなりでではでいる。<br>⑦停でではなりでではでいる。<br>⑦停でではなりでではなりではなりです。<br>②によるデー。<br>②機器ではないる。<br>・技術的対策の具体的なが、を装着している。<br>りつうムに対応のはないでは、数にないないでは、数にないないでは、数にないないでは、数にないないでは、数には、数には、数には、数には、数には、数には、数には、数には、数には、数に | いては、上では、大いでは、いては、いて、は、いて、ないで、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、いて、 | 管する。 は時対応計画書」に基づいて必管理を行っている。 かみ、IDとパスワードによりサージングではある。 のサーバ室内及び庁舎外ので、合うない、各サーバに無停電電論理消去している。 いる住民から見えない位置に記する。 といるがある。 といるが、 とい | ーバ室への入退室が可能となっ<br>データセンターで施錠管理されて<br>電源装置を付設している。<br>設置するか、プライバシーフィルタ<br>を行っている。また、最新の不正プ<br>ている。<br>、る。 |
| リスク  | への対策は十分か                                | [ 十分である   | ]  | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>3)課題が残されている  | 2) 十分である   |
| 特定值  | □人情報の保管・消去に                             | おけるその他のリスク及び  | そのリスクに   | 対する措置  |  |
|      |   |   |  |  |  |

| 8. 監査         |  |  |  |      |  |
|---------------|--|--|--|------|--|
| 実施の有無         | [ 〇 ] 自己点検   | [ 〇 ] 内部監査                               | [ ]外部監査  |      |  |
| 9. 従業者に対する教育・ | 啓発   |  |  |      |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている   | <選択肢><br>  1)特に力を<br>3)十分に行              | 入れて行っている 2)十分に行っている<br>っていない   | ò    |  |
| 具体的な方法        | 毎に、必要な知識の習得に資・各責任者に対して、その管理の記録を残している。<br>・委託業者に対しては、契約り締結している。 | するための研修を実施<br>里に関する必要な知識や<br>内容に個人情報保護に関 | 戦員等を含む。)に対して、初任時及び一<br>するとともに、その記録を残している。<br>・技術を習得させる研修を実施するとと<br>関する研修の実施を義務付け、秘密保持<br>反行為の程度によっては懲戒の対象と | もに、そ |  |
| 10. その他のリスク対策 |  |  |  |      |  |
|               |  |  |  |      |  |
|               |  |  |  |      |  |
|               |  |  |  |      |  |

ı

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

(2)収納特定個人情報ファイル(税)

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

<システムにおける措置> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、対象者が多数表示される一覧系の画面お よび帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、職員単位に権限管理を行い、権限が ない者は個人番号が参照できない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 リスクに対する措置の内容 <運用における措置> ・申請の窓口において申請内容や本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努め ・申請書の記載内容をシステムに入力後、別の担当者が審査者として確認(ダブルチェック)を行う。 ・申請者が対象者や対象事項以外の情報を誤って記載することがないよう、指定様式を用いる。 ・職員等に対象者や対象事項以外の情報を入手しないために必要な教育・研修を実施する。 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 収納情報をFDで受け取るときは、金融機関から直接職員が受け取るか、施錠された文書箱の移送を運送業者に委託して受け取
- ・住民からの申請書については、特定個人情報の漏えいおよび紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠ができるキャビ ネットに保管する
- 収納システムと接続しているネットワークは、外部接続できないような措置を講じたネットワークで構成している。(住基ネット除く) ・申請者より口座振替依頼書、(還付金)口座振込依頼書を入手する際、窓口を分割して関係のない人に知れることがないようにす
- ・口座振替依頼書や(還付金)口座振込依頼書は、申請者本人から直接受け取る。また、本人確認に使用した運転免許証やパス ポート等は、もれなく本人に返却する。
- ・個人番号は、口座振替依頼書や(還付金)口座振込依頼書に記載しない。

#### 3. 特定個人情報の使用

| リスク         | リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク |  |  |  |  |  |
|-------------|---|--|--|--|--|--|
| リスク         |   |  |  |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か |   | <選択肢><br>1)特に力を入れている 2)十分である<br>3)課題が残されている  |  |  |  |  |
| リスク         | 2: 権限のない者(元耶                            | 哉員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク  |  |  |  |  |
| ユー          | <b>デ認証の管理</b>                           | [ 行っている ]       <選択肢>         1) 行っている       2) 行っていない   |  |  |  |  |
|             | 具体的な管理方法                                | ・生体認証によりアクセス管理を行う。ユーザごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。<br>・システムの利用できる端末を情報管理者が管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 |  |  |  |  |
| その他の措置の内容   |   | なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。  |  |  |  |  |
| リスク         | への対策は十分か                                | <選択肢><br>1)特に力を入れている 2)十分である<br>3)課題が残されている  |  |  |  |  |
| 41-6-8      |   |  |  |  |  |  |

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置くか、プライバシーフィルタを設置する。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る

| 4. 犑        | 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない |  |                              |  |  |  |  |  |
|-------------|--------------------------------|--|------------------------------|--|--|--|--|--|
| リスク         | Jスク: 委託先における不正な使用等のJスク         |  |                              |  |  |  |  |  |
|             | 契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する           | <選択肢><br>  定めている   1)定めている   | 2) 定めていない                    |  |  |  |  |  |
|             | 規定の内容                          | ①秘密等の保持 ②受託事務従事者名簿の提出 ③受託事務行<br>④再委託の禁止又は制限 ⑤目的外利用の禁止 ⑥複写又は初<br>⑧返還義務 ⑨事故報告義務 ⑩加工した個人情報の提出義務<br>⑪個人情報取り扱い状況の調査 ⑫個人情報取扱要領等の作所 | 复製の禁止 ⑦作業場所の特定<br>§          |  |  |  |  |  |
|             | モ先による特定個人情<br>イルの適切な取扱いの       | <選択肢><br>  1)特に力を入れて行っ<br>  十分に行っている ] 3)十分に行っていない   | ている 2)十分に行っている<br>4)再委託していない |  |  |  |  |  |
|             | 具体的な方法                         | <ul><li>・契約において、事前に書面で承諾した場合を除き、個人情報を<br/>三者にその処理を委託してはならないこととしている。</li><li>・契約において、再委託先にも個人情報の取扱いに関する規定を</li></ul>          |                              |  |  |  |  |  |
| その他         | 也の措置の内容                        |  |                              |  |  |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か |                                | <選択肢><br>  1)特に力を入れている<br>  3)課題が残されている  |                              |  |  |  |  |  |

#### 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。

・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧/更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。

閲覧/更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。

#### ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録

契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

| 5. 特定個人情報の提供・移             | 伝(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ] 提供・移転しない   |
|----------------------------|---|
| リスク: 不正な提供・移転が             | うわれるリスク   |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール        | [ <選択肢><br>1)定めている 2)定めていない   |
| ルールの内容及び<br>ルール遵守の確認方<br>法 |   |
| その他の措置の内容                  |   |
| リスクへの対策は十分か                | (選択肢><br>1)特に力を入れている 2)十分である<br>3)課題が残されている   |
| 特定個人情報の提供・移転(<br>対する措置     | 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに   |
| 6. 情報提供ネットワークシ             | ·ステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)  |
| リスク1: 目的外の入手が行             |   |
| リスクに対する措置の内容               | <ul> <li>〈団体内統合宛名システムのソフトウェアにおける措置〉</li> <li>①団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</li> <li>〈団体内統合宛名システムの運用における措置〉</li> <li>①団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</li> <li>〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉</li> <li>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムの情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</li> <li>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</li> <li>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</li> <li>〈中間サーバーの運用における措置〉</li> <li>①中間サーバーの運用における措置&gt;</li> <li>①中間サーバーの運用における措置&gt;</li> <li>①中間サーバーの運用における措置&gt;</li> <li>①中間サーバーの選別における措置&gt;</li> <li>①中間サーバーの選別における措置&gt;</li> <li>①中間サーバーの選別における措置&gt;</li> <li>①中間サーバーの選別における措置&gt;</li> <li>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か                | <選択肢><br>「  |
| リスク2: 不正な提供が行われ            | เอปรว   |
| リスクに対する措置の内容               |   |
| リスクへの対策は十分か                | <選択肢><br>「 1)特に力を入れている 2)十分である<br>3)課題が残されている   |

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 【安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク】

- [1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置]中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理 する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 [2 中間サーバープラットフォームにおける措置]
- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク (総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性 を確保している。
- [3 中間サーバーの運用における措置]中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、 人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
- [4 認証に関する措置]情報提供ネットワークシステムへ直接接続する場合に、個別の識別情報(ID、パスワード、生体情報等)によ る認証を実施している。

#### 【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】

[1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置] 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理 する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入 手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

#### [2 鳥取市における措置]

- ①ネットワーク接続に対して、ファイアーウォール等でアクセス制御を講じている。
- ②特定個人情報が必要となる直前に取得を行う事で、異動時の変更内容等が反映された最新の状態で入手する。

#### 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】

- [1 中間サーバーソフトウェアにおける措置]
- ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対 応している(※)。
- ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除する ことにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
- ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作 内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を 行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号さ れないものとなっている。
- [2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置]
- (総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏え い・紛失のリスクに対応している。
- いが表のラベラに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
- [3 中間サーバーの運用における措置]中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、 人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

| 7. 特                     | <b>非定個人情報の保管・</b>                                     | 消去   |
|--------------------------|---|--|
| リスク                      | : 特定個人情報の漏え   | い・滅失・毀損リスク   |
| ①事品<br>周知                | 枚発生時手順の策定・  | <選択肢><br>[ 十分に行っている ] 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている<br>3)十分に行っていない   |
| 施機関                      | 法3年以内に、評価実<br>引において、個人情報に<br>重大事故が発生した                | 【 発生なし ] <選択肢><br>1)発生あり 2)発生なし  |
|                          | その内容  |  |
|                          | 再発防止策の内容  |  |
|                          |   | ・物理的対策の具体的な内容 ①住民からの申請書については、特定個人情報の漏えいおよび紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネットに保管する。 ②不正アクセスが判明した場合、「緊急時対応計画書」に基づいて必要な措置を講ずる。 ③セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行っている。 ④セキュリティ管理者の許可された者のみ、IDとパスワードによりサーバ室への入退室が可能となっている。 ⑤サーバ室内には監視設備として監視カメラを設置している。                              |
| その他                      | 也の措置の内容   | (多) インターでは、情報政策課内のサーバ室内及び庁舎外のデータセンターで施錠管理されている場所で保管している。<br>(予) (予) (予) (予) (予) (予) (予) (予) (予) (予)  |
|                          |   | ・技術的対策の具体的な内容 ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②識別情報(D、パスワード等)をルール通り発行・更新・廃棄している。 ③識別情報を複数人で共有していない。 ④特定個人情報を保管しているシステムやネットワークへのアクセス記録を取得し、定期的にチェックしている。 ⑤離席時はロック付きスクリーンセーバの起動、又はログオフを実施している。 ⑥セキュリティパッチを適用している。 |
| リスク                      | への対策は十分か  | (選択肢><br>1)特に力を入れている 2)十分である<br>3)課題が残されている  |
| 特定個                      | 固人情報の保管・消去に   | おけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |
| ①住民<br>②調定<br>③宛名<br>·特定 | から申請がある都度、<br>・収納情報は日毎デー<br>情報は日毎データ連携<br>個人情報が消去されずし | まま保管され続けるリスク<br>収納システムの口座情報を正確に更新する。<br>タ連携を行い、最新の情報に更新している。<br>を行い、最新の情報に更新している。<br>こいつまでも残存するリスク<br>、収納システムで自動判別し消去する。   |
| 8. 藍                     | 查   |  |
| 実施の                      | の有無   | [O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査   |
| 9. 微                     | 業者に対する教育・   |  |
| 従業を                      | <b>者に対する教育・啓発</b>                                     | <選択肢><br>「 十分に行っている ] (  |
|                          | 具体的な方法  | ・関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。                 |
| 10.                      | その他のリスク対策   |  |

# IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・        | 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |  |  |  |
|----------------------|--|--|--|--|--|
| ①請求先                 | 総務部総務課公文書管理室<br>〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地<br>IEL0857-20-3121          |  |  |  |  |
| ②請求方法                | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。                                 |  |  |  |  |
| ③法令による特別の手続          |  |  |  |  |  |
| ④個人情報ファイル簿への<br>不記載等 |  |  |  |  |  |
| 2. 特定個人情報ファイル        | の取扱いに関する問合せ  |  |  |  |  |
| ①連絡先                 | 総務部税務·債権管理局 収納推進課 検収係<br>〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地<br>IEL0857-30-8152 |  |  |  |  |
| ②対応方法                | 電話による対応を受け付ける。   |  |  |  |  |

### V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価     |   |   |  |  |  |
|---------------|---|---|--|--|--|
| ①実施日          | 令和5年3月24日   |   |  |  |  |
| ②しきい値判断結果     | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>〈選択肢〉<br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) | ] |  |  |  |
| 2. 国民・住民等からの意 | 見の聴取 【任意】   |   |  |  |  |
| ①方法           |   |   |  |  |  |
| ②実施日·期間       |   |   |  |  |  |
| ③主な意見の内容      |   |   |  |  |  |
| 3. 第三者点検 【任意】 |   |   |  |  |  |
| ①実施日          |   |   |  |  |  |
| ②方法           |   |   |  |  |  |
| ③結果           |   |   |  |  |  |

## (別添2)変更箇所

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載 | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明            |
|-----------|---|--------|---|------|----------------------|
|           | I 基本情報/2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システムの名称           | 新規追加   | 団体内統合利用番号連携サーバ(団体内統合 宛名システム)  | 事前   | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更 |
| 令和5年3月24日 | I 基本情報/2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システムの機能            | 新規追加   | ①宛名管理機能:既存業務システムから住民登録者で一夕、住民登録外者で一夕を受領し、団体内宛名利用番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得された処理通番は住基GWへ送信する。④情報提供機能:各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を機能:中間サーバーへの情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。または、各業務システムにファイル転送を行う。または、各業務システムにファイル転送を行う。または、各業務システムにファイル転送を行う。または、各業務システムにファイル転送を行う。または、各業務システムにファイル転送を行う。 | 事前   | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更 |
|           | I 基本情報/2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム3/3他のシステムとの接続 | 新規追加   | ( ○ )庁内連携システム<br>( ○ )既存住民基本台帳システム<br>( ○ )税務システム<br>( ○ )その他(中間サーバ)  | 事前   | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更 |
|           | I 基本情報/2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システムの名称           | 新規追加   | 中間サーバ   | 事前   | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更 |

| 令和5年3月24日 | I 基本情報/2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システムの機能          | 新規追加 | ①符号であるために利用する「特報に有機関内であるために利用する「特号」と、情報保育機内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を信息でであるために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を信息でである機能。では、特定個人情報に連携は、大力を介して、特定個人情報に連携は、大力を介して、特定個人情報には、大力を行う機能をできるというでは、一つからは、一つが、大力をおよび情報に、「大力をは、一つが、大力をが、大力をが、大力をが、大力をが、大力をが、大力をが、大力をが、大力を | 事前 | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更     |
|-----------|--|------|---|----|--------------------------|
| 令和5年3月24日 | I 基本情報/2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム4/③他のシステムとの接続 | 新規追加 | ( 〇 )情報提供ネットワークシステム<br>( 〇 )その他(団体統合利用番号連携サー<br>バ(団体統合宛名システム))  | 事前 | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更     |
| 令和5年3月24日 | I 基本情報/5. 情報提供<br>ネットワークシステムによる情報連携※/①実施の有無              | 新規追加 | 実施する  | 事前 | 公金受取口座登録情報の入<br>手開始による変更 |

|           | I 基本情報/5. 情報提供<br>ネットワークシステムによる情<br>報連携※/②法令上の根拠                 |  | 【情報照会の根拠】<br>・番号法第19条第8号 別表第二 27<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の<br>主務省令で定<br>める事務及び情報を定める命令(平成26年内<br>閣府・総務省令第7号) 第20条  | 事前 | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更 |
|-----------|--|--|---|----|----------------------|
| 令和5年3月24日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの<br>概要/2.基本情報/④記録される項目/主な記録項目※                      | その他(金融機関口座情報)  | その他(金融機関口座情報、公金受取口座登録・連携ファイル関係情報)   | 事前 | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更 |
| 令和5年3月24日 | 録される項目/その妥当性   | 宛名特定個人情報ファイルとその他識別番号<br>(内部番号)を通じて紐付けされているファイル<br>であり、<br>実際の市町村事務処理を実施する上で、本<br>ファイルに個人番号が保有されるため管理が<br>必要であ<br>る。<br>・その他識別情報 : 宛名特定個人情報ファイルで個人番号を検索・確認するために必要<br>・4情報 : 収納・還付事務に伴う本人への通知・連絡に必要<br>・連絡た : 収納・還付事務に伴う本人への連絡に必要<br>・国税関係情報、地方税関係情報 : 還付事務などに必要<br>・金融機関口座情報 : 収納・還付事務に伴う<br>税の口座振替・振込に必要 | 宛名特定個人情報ファイルとその他識別番号<br>(内部番号)を通じて紐付けされているファイルであり、<br>実際の市町村事務処理を実施する上で、本ファイルに個人番号が保有されるため管理が必要である。・その他識別情報 : 宛名特定個人情報ファイルで個人番号を検索・確認するために必要・4情報 : 収納・還付事務に伴う本人への通知・連絡た : 収納・還付事務に伴う本人への連絡に必要・直税関係情報、地方税関係情報 : 還付事務などに必要・金融機関口座情報 : 収納・還付事務に伴う<br>税の口座振替・振込に必要・公金受取口座登録・連携ファイル関係情報:公金受取口座を登録・連携ファイル関係情報:公金受取口座を開展の希望があった場合、支給先の口座を把握するために必要 | 事前 | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更 |
|           | <ul><li>Ⅱ 特定個人情報ファイルの<br/>概要/3.特定個人情報の<br/>入手・使用/①入手元※</li></ul> | ( )行政機関・独立行政法人等(デジタル<br>庁)   | ( 〇 )行政機関・独立行政法人等(デジタル<br>庁)  | 事前 | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更 |
| 令和5年3月24日 | I 特定個人情報ファイルの<br>概要/3.特定個人情報の<br>入手・使用/②入手方法                     | ( )情報提供ネットワークシステム  | ( 〇 )情報提供ネットワークシステム   | 事前 | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更 |

| 令和5年3月24日 | II 特定個人情報ファイルの<br>概要/3.特定個人情報の<br>入手・使用/⑤使用方法                                      | する。<br>【収納消込事務】<br>入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、<br>完納・未納・過誤納の把握を行う。<br>【口座振替の管理】<br>口座振替処理を行い、結果確認を実施する。<br>【還付・充当事務】<br>収納消込、課税更正による調定変更の結果、<br>収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった<br>場合、過誤納分に対して還付事務または充当<br>事務を行う。<br>【窓口事務】<br>納税義務者の申請により、証明書の発行や納 | 【調定登録・変更事務】<br>課税事務にて賦課された当初課税情報および<br>課税更正情報を受領し、調定情報として管理<br>する。<br>【収納消込事務】<br>入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、<br>完納・未納・過誤納の把握を行う。<br>【口座振替の管理】<br>口座振替処理を行い、結果確認を実施する。<br>【還付・充当事務】<br>収納消込、課税更正による調定変更の結果、<br>収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった<br>場合、過誤納分に対して還付事務または充当<br>事務を行う。<br>公金受取口座利用の希望があった場合、情報<br>連携して公金受取口座の照会を行う。<br>【窓口事務】<br>納税義務者の申請により、証明書の発行や納<br>付書の再発行を実施する。 | 事前 | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更     |
|-----------|--|--|--|----|--------------------------|
| 令和5年3月24日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの<br>概要/(別添1)  |  | 追記<br>495.公金受取口座登録・連携ファイル関係情報  | 事前 | 公金受取口座登録情報の入<br>手開始による変更 |
| 令和5年3月24日 | Ⅲ リスク対策/6. 情報提供<br>ネットワークシステムとの接続  | <ul><li>( ○ )入手しない</li><li>( ○ )提供しない</li></ul>  | <ul><li>( )入手しない</li><li>( ○ )提供しない</li></ul>  | 事前 | 公金受取口座登録情報の入<br>手開始による変更 |
| 令和5年3月24日 | Ⅲ リスク対策/6. 情報提供<br>ネットワークシステムとの接続<br>/リスク1:目的外の入手が<br>行われるリスク/リスクに対<br>する措置の内容     |  | 記載のとおり   | 事前 | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更     |
| 令和5年3月24日 | Ⅲ リスク対策/6. 情報提供<br>ネットワークシステムとの接続<br>/リスク1:目的外の入手が<br>行われるリスク/リスクへの<br>対応は十分か      |  | 十分である  | 事前 | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更     |
| 令和5年3月24日 | Ⅲ リスク対策/6. 情報提供<br>ネットワークシステムとの接続<br>/情報提供ネットワークとの<br>接続に伴うその他リスク及び<br>そのリスクに対する措置 |  | 記載のとおり   | 事前 | 公金受取口座登録情報の入手開始による変更     |
|           |  |  |  |    |                          |
|           |  |  |  |    |                          |